

## 第4回（仮称）逗子市自治基本条例検討会 会議概要

日時：平成30年3月13日（火） 18：00～20：00

場所：市役所5階会議室

出席者：（検討会メンバー）松下メンバー（座長）、松本メンバー、出石メンバー、志村メンバー、福本メンバー、三ッ森メンバー、矢島メンバー、須田メンバー、青柳メンバー

欠席者：名和田メンバー

事務局出席者：和田経営企画部長、仁科企画課主幹、四宮主任、橋本主事

傍聴者：3名

### 1、開会

（松下座長）前回の確認をして、出来るだけ議論が戻らない様にしたい。

1年9ヵ月にわたってワークショップが実施され、そこで市民の思いが出された。ワークショップの最後に市からまとめ素案がたたき台として出されたが、市民の思いをまとめたものとしてワークショップで十分に議論がなされているものではない。

当初、検討会ではワークショップで揉まれた素案をたたいてブラッシュアップするつもりだったが、そうではないので、前回の検討会では改めて条例の意義や体系、議論すべきことも含めて意見交換を行った。こうした前提を踏まえて、今日の会議でも活発に意見をいただきたい。

### 2、（仮称）逗子市自治基本条例のワークショップ等まとめ素案について【意見交換】

事務局から、資料17及び18について説明。

（松下座長）資料18をベースに、これまで出された論点をまとめた資料17を参考にして進める。

今日を含めた残り3回の検討会の検討内容及び目標を確認しておく。今日と次回で条例の内容について、最終回は実効性を持たせるための仕組みや、そうした視点から条例を見直すことについて議論する。

今日は素案をベースに、条文の細かい字句の言い回しではなく、これから先、市民の人たちが議論しやすい素材や、ワークショップで市民がだしていないこと、これに取り組むべきということなどを議論する。

議論に入る前に、簡単に前回の議論を振り返る。

自治基本条例の検討に関しては、逗子市は後発なので、その強みを活かすということ。人口減少や少子高齢化について、2000年にニセコ町でまちづくり基本条例がつけられた時も言われていたが、今になって本当にリアリティがでてきた。これまでの流れもあるが、今の時代にふさわしい、後発だからこそという強みを活かしていこうということがあった。

特に出てきた意見が第5条の基本原則についてである。目的や基本理念にも絡むが、この条例の柱は何なのかということをも3つ挙げてみた。

1つ目は、国や他の自治体とは違う、逗子市らしい公共性・公益性を活かし実現していくこと。

2つ目は、先ほど少子高齢化や人口減少の話が出たが、役所だけに頼る時代は終わり、役所はもちろん力を出す、同時に事業者やNPOも含めた市民が存分に力を発揮する、できるように後

押しする条例だということ。

3つ目は、いわゆる信託論である。住民が役所に信託する、要するに役所は市民の政府だということ。役所、議会も市民の信託に応えるように活躍するとともに、投票率が50%だとか、あるいは投票の基準があいまいだとか言われるように、信託した市民も適切に信託しているのかという議論である。このまちをつくっていくためにきちんと信託していくことの出発点となるような条例だということ。

これらが、地域自治として、これからの自治基本条例の柱として大事なのではないかということ。

3つ目の信託について、信託の内実化と私は言っているが、今までの自治基本条例では、市民が信託したのだから信託したとおり役所や議会はきちんとやれということだったが、本当にきちんと信託したのかという中身も、考え直していくべきではないのかという議論になった。

こうした議論を踏まえて、気が付いたところ、欠けているところ、議論すべきところがあれば伺いたい。ちなみに、第2条のまちづくりの定義について、規定に置くか置かないかの議論があったが、こうしたことは市民に議論してもらえればと思う。

それでは、第1章の「総則」から検討を進める。

(松本メンバー)「総則」に関して2つ感じたことがある。

1つ目は、第5条の基本原則について座長からお話があって、そのとおりだと思う。

元の情報共有から始まる4項目と、「意見を反映させた案」の3項目の関係は重要で、元の4項目が全国共通のベースにあって、その上に新しい価値として逗子市固有の原則がのるということがいいのかなという感覚をもった。

2つ目は、第1条の目的について、当初案より「意見を反映させた案」の方が、感覚的には後退している印象を受ける。「こういうふうに暮らしたい」という言葉はかなり主観的、いい意味で多様性だと思うが、かなり違和感がある。

(出石メンバー)私もこの時期につくる以上、今までの自治基本条例にただならうだけではないということを見ると、そういう意味で第5条の「意見を反映させた案」はおもしろいと思う。

順番にいくと、第1条について、松本メンバーと同じ意見で、価値が下がったように感じてしまうので、書き方として格調を高くした方がよいと思う。

自治基本条例で基本理念(第4条)と基本原則(第5条)を分けて書く例があるが、この違いが分からない。第4条は総合計画を意識しているようにも見受け、それを受けた第5条だが、内容は第5条の方が上ではないかと思う。第5条の元は、理念を動かすための参加や協働等の原則だと思うが、「意見を反映させた案」の3項目は、第4条の基本理念の上に立つように感じるので、そのあたりの整理が必要だと思う。

第5条の「意見を反映させた案」の3項目について、第1号は書き方はともかくとしてよいと思うが、第2号については市民だけに特化する理由は何だろうかと思ってしまう。むしろ市民、議会行政がそれぞれの力を引き出して、相互に相まってつながるという書き方がよいと思う。

第3号についても、「市民の信託を基本として」とあるが、これでは座長からお話のあった市民側も正しく信託するというニュアンスは表現できていない。

それを書くのであれば、共同経営や共治、市民の適正・的確な信託等を加えないと、案のままでは行政に対して言っている言葉にしか受けとれない。

このあたりの書き方を工夫すれば、この3つの項目はよいと思う。

(志村メンバー) 私は市民協働等推進懇話会のアドバイザーという立場からメンバーとなっており、自治基本条例に関わるのは初めてである。

懇話会では市民とどう協働を進めていくかということをお話しているので、市民目線としてどうかということでお話を聞いていきたい。

信託について、市民の受け止めとして、信託という言葉が日常の言葉としてどうかということがあって、信じて託すと分けると意味が分かるが、市民の感覚として表現を考えてもいいと思う。

また、行政や議会が信託される信頼性を持っているかとか、対話の機会があるのかとか、手段にもかかっていくと思う。そのあたりが基本原則に則って保障されていくのであれば、市民感覚としても理解できるのではないかと思った。

(松下座長) 第5条の「意見を反映させた案」の3項目だが、基本理念とか目的等のもっと前に持ってきたらいいと思うがどうか。

(福本メンバー) それは第5条の元の4項目の原則は残してということか。

(松下座長) そうである。

(三ッ森メンバー) 第1条の目的が薄くなっているという意味では、第5条の「意見を反映させた案」の3項目が、本来目的に含まれていい内容だと思う。

また、出石先生からも話があったが、第5条の「意見を反映させた案」の第2号と第3号の主語が明確に分からない。第5条第1項に「市民、議会及び行政は」という主語が書かれているが、第2号については議会及び行政側から見た内容と思われて、第3号は市政運営することという書き方なので、行政に対する内容に見える。

(松下座長) 目的のところに置いてみたらどうかと思うが、箇条書きで記載する例はあるのか。

(出石メンバー) 行政手続法は目的が2項に分かれている。

第1項で目的そのものとして、第2項で前項の目的を達成するために、市民、議会及び行政が取り組むこととして箇条書きにすることも考えられると思う。

(松本メンバー) 第1条はそのまま、新たに第2条として設けることも考えられる。条例では用語の定義を第2条に設ける形式が多いが、例えば景観法は用語の定義を第7条に置いており、国の法律でも例があるので、あまり気にしなくていいと思う。

(三ッ森メンバー) お話のとおりで、市の市民参加条例でも第2条に基本理念を置き、第3条に用語の意義を規定している。

(松下座長) 表現は考えてもらおうとして、第5条の「意見を反映させた案」の3項目は新たに設ける第2条に持ってくる。また、各号の主語も考え直してみることにしたい。

(出石メンバー) 第5条の「意見を反映させた案」の第2号について、前回の議論では市民の力を引き出そうということだと思う。第1項で「市民、議会及び行政は」という主語があるので、市民も議会も行政も市民の力を引き出すという理解になるが、それでいいのか、それぞれがそれぞれの力を引っ張り出す、3つが相互につながる形の方が私はいいと思う。

(福本メンバー) 松下先生は以前から野球は9人でというお話もされていて、みんなが力を出していくという趣旨で考えているが、表現として練れておらず一面のみの書き方になってしまい申し訳ない。

背景として少子化というお話があったが、まちとしての持続可能性ということをお話したい。

とすると、逗子市の資源は人だというお話もあったので、市民も含めて議会及び行政と力を合わせていくことが目的の最初にあった方がいいと考える。

(三ッ森メンバー) 第1条に、第5条の「意見を反映させた案」の第2号の考えが入っている。ここでは「市民、議会及び行政の持てる力」としており、第1条に含まれている書き方が適切なのであれば、第1条を軽くして新たに設ける第2条で書くということだと思う。

(松下座長) 新たに設ける第2条で箇条書きにすると、市民が議論する際にも分かりやすいと思う。

(出石メンバー) 前文で少子化や人口減少という背景や、なぜ今自治基本条例をつくるかということに触れることも考えられる。前文は市民がつくるという話だったと思うが、どうなっているのか。

(松下座長) ワークショップでたたき台がつくられていて、今お話のあったようなことも考えた方がいいのではないかという問題提起は出ている。

(出石メンバー) 市民がつくることでいいと思うが、条例の目的や理念との整合は考える必要があると思う。

(松下座長) 第3条の条例の位置付けはどうか。市民の意見として何か出されているのか。

(事務局) 第3条については、第2回検討会で議論された最高規範性等から規定を置いている。

(松本メンバー) 最高規範性について、条例の位置付けという見出しでいいのか。第1条に入れてもいいように思うが、条例の位置付けという見出しで条文を置く例はあるのか。

(松下座長) 位置付けを明確にするということで、例はある。

(出石メンバー) 最高規範ということにアレルギー反応が示されて、表現として少し穏やかにして、他の自治体の例ではもっと後ろに置いているものもある。

8ページに新しく法令の解釈等という条文が入っているが、第3条の第2項で「他の条例、規則等、計画等の制定改廃及び運用に当たっては」としており、法令について自治基本条例と整合を図るとは書いていない。

憲法、地方自治法から明らかに法解釈権は自治体にあるから自治基本条例ではっきり法令も入れた方がよいと思う。

(松本メンバー) 私からも前回お話したが、重要なことだと思う。

(松下座長) 第4条の基本理念はどうか。ある意味、目的や新たに設ける第2条に収れんされてくると思うが。

(須田メンバー) 基本理念というと、理念に則って基本原則が決まってくると思うが、つながりがあまり見えない。

(松下座長) 総合計画的なまちづくりの基本理念にも見える。

(福本メンバー) 前回市長から、市民の権利のカatalog的な機能(第6条)を持たせるということについて話があった。それは現にある権利だけではなくて、今後取り上げていくべき権利も想定して入れたいということもあるが、第4条と第6条の役割分担がはっきりしていない。

(松下座長) 第4条は保留にする。

元の第5条の補完性の原則の「まず市民が主体的に取り組み、行政がこれを補完する」という表現が気になる。色々考え方はあると思うが、私は得意な人が得意な分野のことをやるということだと思っている。「まず市民が主体的に」ということでは、お仕着せになる懸念がある。

国、県、市、町内会、個人、家庭がそれぞれ得意なことを出し合っていくのが本当の補完性だと思う。

(志村メンバー) 市民協働の立場でいうと、市民が自主的に活動することに対して行政が支援していく、又は行政が市民を積極的に巻き込んでいくという動きがあるとすると、どっちかということになってしまうが、どちらからでも発動出来て、その時々ケースに応じてお互いが高め合っていくという感じがよいと思う。

(須田メンバー) 「まず市民が」ということが気になる。

(福本メンバー) お話はよく分かるが、一方で、お任せ民主主義にしないということはどこで伝えるかということがあると思う。

得意な人が得意な分野をやるだけではない部分があって、市民の責務についても前回お話があったが、そこに通じる何か、そもそも市民としてあるとはどういうことなのか、ということがあった方がよいと思う。

(松下座長) 補完性の原則ではなく、自立性や自主性の原則という話だと思うので、足りないのであれば加えた方がいい。

(出石メンバー) 取ってしまったとしてもよいのではないかな。

(松本メンバー) 「地域の課題解決」ということについては、まちづくりのイメージが強い。

地域空間の秩序について、法律があって上から降りてくることに対して、地域の独自性は条例なり地区計画で定めない限りは空白である。これらを頑張って定めれば、地域のルールや自治が確立するということであり、こうしたことに取り組んでいく中で、地域が主体性を持って地域空間の秩序を保つ、そういうことが言いたいのかもしれないが、いきなり市民ということではない。

(松下座長) 福本メンバーの話も分かるが、お仕着せになってしまうと思う。

条例の基本の部分に関わるが、私の考えでは、皆それぞれ力を持っているのだから、それぞれ得意分野を伸ばして行ってまちをよくしていくのであって、まず市民という順番は疑問である。そういう補完性でもいいと思うし、それが先ほどの逗子らしさにもつながると思う。

まとめると、自主性とか自立性は載せた方がいいと思う。また、補完性の原則を入れるのであれば、優しい表現にするか、表現は考える必要があるが、得意分野をやっていく原則ということにした方がいいと思う。

(出石メンバー) 全く違う意見かもしれないが、元の第5条で挙げられている原則について、第Ⅲ章以下で個別に出てくる。ここで定めて個別条例が制定されるという流れであればいいが、後で個別に出てくるのにさらに言うのかということ。

第5条の「意見を反映させた案」の3項目の柱の後に、情報公開、市民参加、住民投票等が出てくれば、私はそれで十分だと思う。

色々なことを書きすぎると、頭でっかちになってしまう。ワークショップの市民の意見に総則をみただけで嫌になってしまうという意見もあったと思う。重複を避けてもう少しシンプルにした方がいいと思う。

目的があって、3つの大きな柱があって、それを受けて個別の規定があるという方がいいと思う。

(松下座長) 典型的なパターンは確かにあるが、元の第5条に挙げている原則は後で出てくるのでなくしてみて、バランスが悪ければまた戻せばよい。

第6条の市民の権利はどうか。後発ということや逗子市スタンダードということ、新しい柱も

出てきているということで、充実した方がいいという市長の意向もあったし、私もそう思う。

そういう権利があるかどうか分からないが、私が是非議論の素材にしてもらいたいのは、市民の信託の部分である。表現は練る必要があるが、信託するに当たって自ら判断できるような機会があり、あるいは状況があるような権利、というのはどうか。要するに、信託する市民側が適切に判断できる権利ということ。権利といっても行為規範だから、あり得ると思う。

(出石メンバー) メンバーの中で法学者は私だけだと思うが、少し気になる。権利を与えることについて、いくら行為規範だとしても、その権利が侵害された時にどうするかということは考えなければならない。

例えば、第3号と第4号は情報公開条例や市民参加条例に出てくるので担保できる。第2号や第5号はまちづくり条例で担保できるのかとか。

憲法の基本的人権はレベルが上で訴訟が提起できる。一方で行為規範である市民参加について、市民参加条例違反だからということで訴えることはおそらくできない。ただし、苦情や不服について、市の独自の制度で受けることはできる。

先ほどの信託の権利を定めるのであれば、何らかの担保は自治基本条例、あるいはこれを受けた個別条例に意識して盛り込まないと、実効性の部分が気になる。

(松下座長) 個別条例をつくることを想定しての話であるが、そこまで逗子市で機が熟して裏付けがあるかどうか。意気込みがあるかは別だけれど。

(出石メンバー) ただ入れるだけでなく、覚悟が必要である。

(松下座長) もし権利ではないとしたら、信託する市民側が適切に判断できる仕組みや機会をつくりましょうということ。例えば、措置を講じるように努めるとか。そうしたものがあると、市民として新しく判断できる仕組みを考えようという素材になっていくと思う。

(出石メンバー) いいと思うが、私が関わっている条例でこうした規定を持っているものがあって、運用して1年2年と経過しても個別の条例がつくられない。審議会で、やらないのなら自治基本条例を改正して該当部分を削除するべきだと指摘した。そうなってしまうのが問題で、市長もいずれは変わるので、どう担保できるかということ。

自治基本条例をつくったら個別の政策も早くやる必要があるが、徐々にやらなくなってしまいうという経験則がある。

(松下座長) 私は、徐々にやっていくという経験則がある。

権利ということは難しいと分かっているが、要するに、信託している市民にも考える機会を投げかける必要があると思う。

(青柳メンバー) 元々は今第Ⅲ章となっている「まちづくりの担い手」から、市民の権利だけを第Ⅱ章として独立させているように見受けるが、敢えてそうしているのか。

(事務局) 資料17の12ページに市民の権利の論点が出されているが、その中で前回市長からの「市民の権利については、総則の章に規定するとか、章を別建てにするとか、違う整理があってもいい」という話を受けて変えている。

市長としては、都市憲章のイメージがあったようで、個別の権利を条建てするということかもしれないが、市民の権利カタログという話を受けて、仮に章建てを独立させてみたということである。

(松下座長) 中身が充実したものにしなければ、章として独立できない。

(出石メンバー) 先ほど違った言い方をしたが、今の第Ⅲ章の「まちづくりの担い手」までが総則的規定であり、実体的規定はその後になる。

市民の権利を仮に実体的規定とするのであれば、一つ一つ権利ごとに条建てにすべきである。ただし、実体的規定とすると、担保の観点からは余計にきつくなるので、総則的にした方がいいと思う。

(須田メンバー) 都市憲章の検討では権利を個別に条文化して、市民自治権、環境形成権、環境権、居住権、レクリエーションの権利等、20条以上設けている。

このイメージだとすると、条を構成していくのは難しいと思う。ワークショップで出された意見を集約すれば出来るのかもしれないが、どちらの方向にするか方針を定める必要がある。

(松下座長) 章にすると、当たり前のこと書いて形つからないといけなくて、既にある一般的なものを並べるのもあまりよくないと思う。

章の話は置いておいて、行為規範としての権利について、アイデアとして出したらいいと思うので、そういう議論をしたい。

(須田メンバー) 第6条で、能動的に動くことを想定した権利については考えられているが、普通に暮らす中で基本的な市民サービスを受取る権利ということも必要だと思う。

(松下座長) 当たり前にあっても、入れた方がいいものは書いたらいいと思う。

(福本メンバー) どこまで書くのかという話になるが、逗子市らしい公共性ということに集約していいと考えていて、どこでも一般的な権利は敢えて書かず、逗子市らしい権利を切りとったものでいいと思う。簡単に言うと逗子市らしい公共性を実現する権利ということになるが、それをもう少し分解できるかということ。

(出石メンバー) 今の話はよいと思う。簡単に、逗子市らしい公共性を実現する権利を有すると規定して、個別規定で受けるということ。

(福本メンバー) 市長の持っているイメージと、逗子市らしい条例をつくることを考える必要がある。

(松下座長) 市民の力を引き出すような権利が何かないか。権利として難しいかもしれないが、存分に力を発揮する権利とか。

(福本メンバー) 市民が力を発揮できる環境を要求する権利とか。

(松下座長) 逗子市らしい権利を出そうとすると、第5条の「意見を反映させた案」と重複するが、市民の力を存分に発揮できる権利とか、その機会をつくる権利とか、膨らませて考えてみてもいいかもしれない。

(志村メンバー) 権利というと、振りかざす様なイメージもある。議会及び行政が持っている情報を知る権利というと、それを知って何とかしようという印象もあるが、例えば情報を活かす権利という様な表現にすると、それをまちづくりに使っていこうという前向きな言葉になる。表現の違いだけで、そういうことかと腑に落ちることはあると思う。

(松下座長) 役所に任せてチェックしていれば済むということは、大事だけど既に行われていることなので、プラスアルファとして皆でまちをつくってくことを、後押しするものが出てくればいいと思う。

(福本メンバー) 市民がどう動けるかということイメージしてもらうための表現だと思う。

市長が第1回検討会で、逗子海岸の海水浴場の規制条例を例に話をした。海の家を営業する権

利と、静かな環境で暮らす権利がぶつかる中で、逗子市は後者の権利を尊重したということ。

逗子市として尊重されるべき権利があり、それを明らかにすることが市長の話の趣旨だと思う。それを言い換えると、逗子市らしい公共性を実現するための権利だと思う。

第2号の様に、逗子市の価値のようなものがある、それを皆に保障するということだと思う。(出石メンバー) 今の話は市長のニュアンスも分かりやすいが、第2号以外は他のどこにでもある権利だと思う。

むしろ志村先生からお話のあった情報を活かす権利の様な、自分たちがそれを使って何か出来る権利の書き方や、逗子市らしい公共性を実現するための権利も、自分たちが実現できる権利なので、行政は側面的にその環境を整える、それが情報公開等ということ。

(松下座長) まとめると、皆が力を発揮できるための後押しするための権利を考えようということ。章建ては難しそうだが、2つ3つ例が出たから、そういう切り口で考えてみるとよい。

第Ⅲ章の「まちづくりの担い手」に進む。第7条の市民の責務について、いつもある議論だが、責務とするか役割や自覚とするか。

(福本メンバー) 前回の市長の発言を受けて、案を「市民としての自覚」としている。

(松下座長) 案の内容に、市民の自主性のニュアンスが出ている。

権利に比して項目が多く感じる。

(松本メンバー) 自治基本条例の基本的な目指すべき方向が責務に向いてしまっていて、律し合うことによって秩序ある地域、自治を形成していこうというベースは従来型だと思う。

これまでの話から、環境の変化がある中で、地域を担う多様な主体が存分に力が発揮出来る条例をつくっていこうという発想であれば、責務を強く出すと窮屈になってしまう。

「まちづくりの担い手」と言っても責務が並んでいるだけである。第Ⅰ章から第Ⅲ章までの構成や組み立ても含め、全体が腹に落ちない。とりあえず並べてみたという感じで、魂の部分がぐらついている印象である。自治基本条例をつくる目標や志を改めて見直して、章を組み替える必要があると思う。

(松下座長) 私も共感する。責務の部分が必要ないとは思わないが、責務と共に前向きにまちをつくっていくという両面があっていいと思う。

(出石メンバー) 第6条で話の出た情報を活かす権利、市民の力を存分に発揮できる機会をつくる権利、逗子らしい公共性を実現する権利は、裏返せば責務である。

権利について、責務の裏返しとして、自発的に動くことができる権利として書けば、責務が無くてもいい気がする。第1号は、まさしく権利を逆から見ているだけだと思う。

(三ッ森メンバー) 今のご意見に賛同である。権利と責務は裏返しなので、表現を前向きな権利とすることで、第6条と第7条をうまく整理できると思うし、責務という言葉の問題も解決できると感じた。

(松下座長) それでやってみて、過不足が出てくれば考えることとしたい。

(志村メンバー) 第7条について、実際やっていく時にどう動くかということなので、心得とか、心がけておくべきこと、これを大事にしていくとうまくいくということだと思う。

(松下座長) 権利の裏返しなので、一般的にはよくあるが押し付けられ感がある。内発力が発揮されるように書かなければいけないと思う。

(福本メンバー) 前回は責務という言葉から話が始まって、市長が自覚という言葉はどうかとい

う発言をしたが、もう少し大きな概念である気がしている。まちへの責任というものがあるように私としては感じていて、市民としている以上、まちへの責任が最初に発生しているということ。

まちへの責任をどうやって果たしていくかということ、権利を正しくまちへの責任を果たすために使っていくイメージがある。本来自分の中にあるものを呼び覚ましたいというか、私の言葉で簡単に言うと、まちへの愛ということになると思う。

(松下座長) 同じことだが、民主主義の基本とは、公共のこと、まちのことを我がことのように感じて行動することなので、そのように市民は行動するということを書きたい。

(福本メンバー) そこをうまく表現できると、信託の概念の落とし穴というか、お任せになってしまうことに、そうではないロジックをつくれるかと思う。

(出石メンバー) 例えば、第7条について前条の権利の行使に当たっての自覚とすればよいのではないか。あるいは第6条の第2項として。

権利を行使するにあたっては、市民としての自覚を持ってということ。そうすると権利とくっついて、信託ともつながる気がする。

(松下座長) 信託は任せっぱなしではなく、信託した以上は公共に責任を持つということであり、私の言葉で言えば、公共のことを我がことのように感じるということである。権利の裏返しとして、そうしたことを市民の役割とするというと思う。

(青柳メンバー) 市民の責務が固いということは私も感じるが、第8条以降に事業者、議会・議員、市長、職員の責務を置くこととの整理をどう考えればよいか。

(松下座長) これから整理していく。

(福本メンバー) うまく表現できないが、市民の責務は与えられたものではないが、議会や行政には責務があるという気がしている。

(松下座長) 市民の部分は、まちのことを自分のことのように考えていくという態度、それが信託のやりっぱなしも防ぐことになる。そういう自覚を書けば、義務的な責務の列挙にならないし、それが本筋だと思う。

(出石メンバー) 青柳メンバーの話はクリアできていると思う。市長も議員も職員も市民だから、そういう意味で市民には権利と裏返しの自覚とし、それで市長、議員、職員に個別の責務を与えてもいいと思う。事業者は少し気になるが。

(松下座長) 事業者は責務というより期待ということだと思う。逗子市には事業者の数は少ないが、まちを支えていくそういう人達を育てていく。コミュニティビジネスも出てくるかもしれない。

責務とするかは考える必要があるが、個別に事業者について入れようということ。

(三ッ森メンバー) 考え方の確認として、逗子市に住むにあたって、この自治基本条例は不動産取引でいう重要事項説明にあたるのか。

逗子に住むにあたっては、市民はこういう権利を行使するためにはこういう心得を持っていないといけないということなのか。

シティプロモーションや人口を維持する命題がある中で、ハードルがあまり高くなると入ってくる人は厳しいと思う。それぐらい意識のある人に入ってもらおうという意味ではいいと思うが、この自治基本条例の転入者へのインパクトを考えた方がよいのかどうか。

(松下座長) 責務をだらだら書いて縛られるのではなく、文化の香り高い、逗子市らしいもの

になると思う。

逗子市の資源は人であって、その人が存分に力を発揮できる文化を感じられるから、むしろステータスだと思う。

(三ッ森メンバー) 共感されるような、包容力のあるものの方がいいということ。

(松下座長) 第9条の議会・議員の責務について、議会基本条例があるので、ここでは議会に期待されることが書かれるべきだと思う。

第10条と第11条の市長と職員の責務はどうか。

(出石メンバー) 細かい話になるが、職員は地方公務員法の宣誓があって、市長もここで規定する。副市長や教育長はどうするのか。市長が宣誓するならしないと変だと思う。

(須田メンバー) 市長等としている例はある。

(松下座長) 職員の責務が物足りない。第1項は地方公務員法的な感じだが、市民を後押ししてというところが第2項だと思うが、もっとダイナミックな、市民が存分に力を発揮できるような職員ということ。ニュアンスとして人材育成基本方針よりも下がっているのではないか。

(出石メンバー) 市民と信頼関係の下、どうこうというように、信頼関係を築くことは前提とした方がよい。

(三ッ森メンバー) 人材育成基本方針では、目指す職員像を「逗子のためにS o u Z o u (創造・想像) 力を発揮して未来にチャレンジする職員」とし、それに対する能力要件を定めている。

(志村メンバー) 第IV章の「参加と協働によるまちづくり」につなげるならば、市民の参加意欲を受け止めて、自らも協働意識をしっかり持って積極的に行動に努めるくらいは書きたい。

(松下座長) 第1項はこのように頑張ると、第2項は市民の力を盛り上げるという役割だと思うが、盛り上げる点で表現が少し弱いと思う。

それでは第IV章の「参加と協働によるまちづくり」の検討に進めることとする。

(松本メンバー) 第IV章と第V章について、中身はそれぞれ重要だが、第IV章の住民投票(第14条)や住民自治協議会(第17条)等は自治の仕組みであり、第V章の「市政運営」の基本的な内容であって、同章の地域活動の推進(第16条)とは少し性格が違おうし、第IV章と第V章のタイトルと構成の妥当感というか、説得感がどうなのかということが第一印象としてある。

細かいことでは、第19条の後のまちづくりの協力者についても、市民の定義の関係でもう一度検討した方がよいと思う。

第IV章で情報共有(第12条)、第V章で情報公開(第21条)とか、この切り口だからこういう構成であるということが欲しい。

また、参加と協働という言葉が、内容とどう絡むのかということ。協働の言葉の定義は第2条でされているが。

(松下座長) 協働という言葉も前回議論になった。

まずは第12条の情報共有について、単独で考えてみたい。第12条第1項は、行政情報を市民に出すということではなく、まちづくりの担い手それぞれの情報を共有してまちづくりに生かすということで、市政運営とは違う。

(松本メンバー) 第12条第3項の情報共有する機会の具体的なイメージはあるのか。

(事務局) 第2回で松下先生から提案のあったまちづくり市民集会である。

(松下座長) やってしまえば簡単であり、市民、議会、市長の3者にメリットがある。具体的に規定する方がよい。

(出石メンバー) 第IV章の「参加と協働によるまちづくり」は、コンパクトにした方がよいと思う。

第12条第2項の個人情報の取り扱いも、内容は確かにそうなのだが、第22条に個人情報保護がある。住民投票や住民自治協議会も制度の話であると思う。

(松下座長) 情報共有は、皆で情報を出し合ってまちづくりをやっていこうという考えであり、自治基本条例ではよくある項目である。

個人情報の扱いは個別だから、除いてもいいのかもしれない。

(事務局) 松本先生のお話とも関係するが、第IV章と第V章の違いについて、第V章の市政運営は市役所と議会がやることやその運営のイメージである。

第21条の情報公開にぶら下がるのが、情報公開条例になる。第22条にぶら下がる個人情報保護条例で、個人情報の取り扱いの主語は行政であり、市民ではない。

このため、市民も公を担う立場であれば責任が発生するので、情報共有の第12条第2項を設けている。

整理として、市民が中心の活動が第IV章で、議会と行政が第V章と分けた。

(出石メンバー) 市民参加の内容は市民が中心の活動とは違うけど、参加と協働だから第IV章に入れているということ。

今ある第IV章は、第12条第1項の情報共有、第13条の市民参加、第15条の協働の推進、第16条の地域活動の推進、第18条の子どもの参加、第19条の若い世代の参加と協働と、次のまちづくりの協力者でいいのではないか。

先ほどのまちづくり市民集会(第12条第3項)、第14条の住民投票、第17条の住民自治協議会は第V章でいいと思う。

(松本メンバー) 第V章の「市政運営」は幅を広げて、地域経営という観点で捉え、自治にとって重要な仕組みを、その中に位置付けた方がよいと思う。

(松下座長) 市政運営にしてしまうと役所の運営になってしまうから、自治経営というイメージに広げれば、仕組みも入れられる。

(松本メンバー) 自治は行政だけではなく、共治という発想も別にあるので、その方がよりすっきりすると思う。

(福本メンバー) 第IV章と第V章を合わせるということか。

(松下座長) 第V章の概念を自治経営とか自治運営等として広げてということ。

(福本メンバー) そうすると、第IV章に残すものが少し変わってこないか。

(出石メンバー) 第IV章は、参加と協働のベースになるもので、市民参加は別格だが、制度になっているようなものは第V章に移すということ。

(松下座長) 第IV章は参加と協働の考え方で、具体的な仕組みは第V章に持っていくということ。市政運営というタイトルだと狭いから、地域運営等のタイトルに整理するという事。

(出石メンバー) 議論が整理できると思う。ただし、第13条の市民参加だけは個別条例があつて制度が出てくるが、参加と協働ということから第IV章に置かざるを得ない。切り分ける方法はあると思うが。

(松下座長) 第V章の原則、考え方を第IV章に書くということ。

第18条と第19条が重複しているように感じるが、子どもと若い世代を条文として分けている意味はあるのか。

(福本メンバー) 若い世代という表現が分かりにくいと思う。ここでいう若い世代は、普段まちに関われない人ということである。

(松下座長) 参加しにくかった人たちに対する参加の仕組みということか。

(福本メンバー) 参加しにくかった人たちがまちづくりに取り組むことが困難である状況に鑑み、特段の配慮と工夫をすること。対して、第18条の子どもは、純粋に子どもの参加ということだと思う。

(松下座長) 子ども・若者でもいいかもしれない。18歳未満とすることの意味は何か。

(事務局) 選挙権の有無である。

(松下座長) 子どもをどう捉えるかという問題だと思う。

日本の法制度で子どもは保護、守るべき対象だが、活動主体として子どもを捉えなおすという意味なのかということ。そのように読めるが、そうすると18歳に限る必要があるのかとか、下限も必要なのかも考える必要がある。

(出石メンバー) それぞれの年齢に応じてという表現で、それぞれの成長度合いによる参加として受け取れる。

(志村メンバー) 第19条は、関心はあるが時間がなくて取り組むことが困難な人たちを想定して書いているが、全く無関心な層をどう拾い上げていくかということに配慮した方がよいのかと思う。サイレントマジョリティの覚醒というか。

そこそ重要で参加して欲しくて、その力が出てくることによって良くなっていくことが、逗子市の規模ならできるかもという空気はあるかもしれない。

(出石メンバー) 若い世代について、何かいい表現があれば。働く世代とか。

(松下座長) 難しい。活躍して欲しい世代だが、今出てこない。

(三ッ森メンバー) まちづくりに取り組むことが困難である状況という表現が気になって、もともと仕事や子育てという理由を前提とした上で鑑みて特段の配慮と工夫って何をするのかと。

もともと無理な人に用意したから参加してよということが厳しい気がする。

(松本メンバー) 働き盛りのサラリーマンからすると余計なお世話という感覚もあると思う。税金を払って貢献していると、発言の必要があればこちらから言いますという感覚だと思う。

表現として受け入れにくいと思う。

(三ッ森メンバー) ただし、第2項が、志村先生が先ほどお話されたサイレントマジョリティも含めた意識の醸成という意味で、あまり今まで関心を持たなかった人が意識を持てば、忙しい中でも時間をつくってできることだとも思う。

(志村メンバー) 若い世代だけでなく、高齢者でも関心のない人はいる。

(事務局) 条文を入れたベースは、ワークショップで出された意見で、ワークショップの参加者の中心は70代80代の方々なので、若い世代の参加についての意見が多かった。

(福本メンバー) 第19条の対象をサイレントマジョリティと言い切ってしまうかは、考える必要がある。

(出石メンバー) 第13条の市民参加の規定を自治経営等の第V章に移して、ここに市民参加とし

て今の第 19 条の文章を使って市民、議会及び行政は、全ての世代が参加できるようにということだけ書く。その次に子どもの参加を入れて、まちづくりの協力者を入れてということ。

(松下座長) いい案が出たからそれで考えてみよう。

時間なので、今日はここで終わりたいと思う。今日の議論を踏まえて事務局で整理してもらって、限られた時間なので、次回もできるだけ議論を戻さずに進めたい。